

北播磨総合医療センター企業団情報公開審査会規程

〔平成22年3月4日〕
〔企業管理規程第15号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第13号）第14条第8項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年3月4日から施行する。

(招集の特例)

2 この規程の施行の日以後最初に招集される審査会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、企業長が招集する。